

防犯対策を推進する地区の指定について

- 1 地区名
林町町会地区
- 2 団体名及び代表者
林町町会 会長 小宮 繁雄 氏
- 3 地区の範囲
千石一丁目4番（2号、6～8号、10～13号、16～21号、23号、25～28号）、5～11番、15番（1～3号）、16番（9～12号、14～16号）、17番（1号、3～6号、10号、12号）、18番、19番（2～11号）、20番（23～26号）、千石二丁目7番（1～3号）、8～17番、18番（4号、6号、7号、11号）、22～34番、35番（4号、8号、9号、11号、13～16号、18号）、36～39番、千石四丁目1番（10号、11号、13号、14号、16号、17号、19号）、2番、37番、38番
※裏面地図参照
- 4 地区指定経過
令和元年7月1日 推進地区指定の申請
7月26日 安全・安心まちづくり協議会において承認
8月15日～9月13日 該当地区の区民意見を聴取
(寄せられた意見なし)
10月1日 推進地区指定日（～令和4年9月30日）

(注) 防犯対策を推進する地区とは、文京区安全・安心まちづくり条例に基づき、安全・安心まちづくりに関する特定施策として、自主防犯パトロールなどを行う地区をいう。

林町町会地区の範囲（防犯対策を推進する地区）

